

特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する
協議会の設置等に係るガイドライン（案）

令和4年〇月〇日
内閣府経済安全保障推進室

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号。以下「法」という。）、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和4年9月30日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定。以下「基本指針」という。）に基づき、安全保障を確保するための経済施策の一つとして実施される、特定重要技術に関する官民連携を通じた伴走支援のための協議会及び指定基金協議会の組織について、設置に係る手続き等を示した「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する協議会の設置等に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を定める。

本ガイドラインで使用される用語の定義は、法、基本方針、基本指針及び「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約」（以下「協議会モデル規約」という。）の定めるところによる。

協議会の設置等に係る事項

特定重要技術の研究開発に当たって、研究開発大臣が法第62条第1項に基づく協議会を設置する場合、基本指針の定めるところにより、以下の要件を満たされているか確認の上、内閣総理大臣と事前に協議することとする。なお、協議会に係る事業を所管する府省庁が複数にまたがる場合、協議会は複数の研究開発大臣が共同で組織できるものとする。

- ① 国の資金により行われる特定重要技術の研究開発等であること
- ② 研究開発等を代表する者として相当と認められる者（以下「研究開発代表者」という。）の同意があること
- ③ 協議会の趣旨に鑑み官民連携を通じた伴走支援を行うことが適当と認められること

上記要件のうち、②に関する研究開発大臣による同意の取得は、協議会の事務局となることが適当と認められる当該研究開発大臣の下の行政機関の職員を通じて行うものとする。

研究開発大臣による協議会の設置に関する内閣総理大臣との協議については、様式に基づき、協議会の事務局となることが適当と認められる当該研究開発大臣の下の行政機関の

職員を通じて行うものとする。また、協議会の設置に関する協議を行う場合、内閣府大臣官房経済安全保障推進室に事前に相談するものとする。内閣総理大臣は、協議会の設置可否について回答し、設置を認める場合は当該協議会への参加要否及び当該協議会の名称についてあわせて回答するものとする。協議会の組成時点における原始構成員たる研究開発代表者は、様式に基づき、組成時構成員届出書を作成し、研究開発大臣に届け出る（内閣総理大臣が構成員となる場合も同様の手続きを行う。）ものとする。

協議会の設置が認められた場合、協議会で協議会規約が策定されるまでの間、協議会の運営は協議会モデル規約の規定に従うものとする。なお、協議会に係る活動は、協議会規約の策定に必要なものを除き、特別の理由がある場合を除いて、原則、協議会規約が策定された後に行うものとする。

研究開発大臣は、協議会の事務局として適当な担当部署及びその職員等を指名し、指名された者は、協議会モデル規約に規定する手続き及び様式に基づき、構成員又は登録事務補助者となるものとする。事務局は、協議会モデル規約及び様式に基づき、構成員の加入手続きを行う。この際、事務局は、本ガイドラインに基づき、構成員になろうとする者に対して、協議会規約が策定されるまでの間、協議会モデル規約の規定に同意する必要があることを説明し、本人の同意の上で、手続きを行わなければならない。また、構成員の加入については、協議会規約が策定されるまでの間、研究開発大臣が研究開発代表者と相談の上で、研究開発大臣の承認をもって認められるものとする。

研究開発大臣は、協議会の設置後、遅滞なく会議を開催し、協議会モデル規約に規定する構成員の全員の賛成をもって、協議会規約の策定を行うものとする。以降の協議会の運営については、策定された協議会規約に従うものとする。

協議会の設置者たる研究開発大臣が交代した場合、後任者が協議会における研究開発大臣の役務を承継するものとする。この場合において、前任者及び後任者は、協議会における脱退及び加入の手続きを省略することができる。

研究開発大臣は、協議会を解散した場合、内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

以上